

別記第8号様式（第14条関係）

地域貢献活動実施状況報告書

令和5年6月1日

北海道知事様

報告者 住所 札幌市中央区北1条東3丁目3番地
氏名 中道リース株式会社
代表取締役 関 崇博

住所 札幌市白石区本通21丁目南1番10号
氏名 イオン北海道株式会社
代表取締役社長 青柳 英樹

北海道地域商業の活性化に関する条例第32条第1項（附則第5項において準用する同条例32条第1項）の規定により、次のとおり令和4年度の地域貢献活動の実施の状況を報告します。

記

1 特定小売事業施設の概要

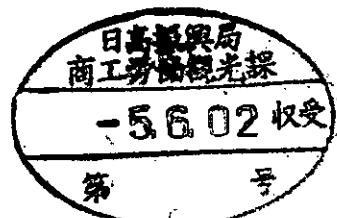
名称	DCMホーマック静内店、マックスバリュ静内店
所在地	北海道日高郡新ひだか町静内木場町1丁目1番86号 外

2 地域貢献活動の実施期間

令和4年3月1日～令和5年2月28日

3 地域貢献活動の実施の状況

項目	活動内容	実施時期	実績
(1) 地域との連携推進			
①商店街、商店街連絡協議会、商工会議所・商工会等への加入	・地元の商店街や商工会への加入に努める。	通年	・新ひだか町商工会、静内暴力追放推進協議会への加入継続(DCM) ・新ひだか町商工会入会(付)
②地域との意見交換の推進	・地域貢献の担当窓口を定めて、お客様からのご意見、ご要望をお受けします。	通年	・地域貢献の担当者を設置継続
③地域振興等の取組への協力	・行政や商店街が行う地域振興への取組に、要望に応じてご協力いたします。	随時	・4月 山菜採りに係る入山時の注意喚起ポスターの掲示(DCM) ・4月 自転車盗難に係るチエ



④地域防犯活動等への参画、協働	・営業時間外の駐車場閉鎖・管理 ・私服警備員による店内巡回	通年 適時	・毎日実施 ・継続実施
⑤地域防災活動等への協力	・施設内での消防・避難訓練の定期的な実施 ・店内及び駐車場を避難場所として提供	随時 緊急時	・継続実施
(3) まちづくりへの協力			
①市町村等が進める対策への協力	・市町村が推進するまちづくりに関連する対策への協力に努めます。	9月	・火災予防週間啓蒙ポスターの店内掲示 (DCM)
②地域における魅力ある景観形成への配慮	・行政上の指導に基づき、地区の景観も配慮した店舗とする。	随時	・行政と協議を行う
③環境美化対策の実施	・リサイクル対策等の推進 ・地域清掃活動ボランティア	通年 年2回	・ゴミ分別の徹底 ・4月2日、5月25日、11月5日店舗近隣の地域清掃活動を実施(DCM) ・毎月11日イオンとして店舗周辺の清掃活動実施・10月イオン静内店と合同で静内川の清掃活動を実施(イオン)
(4) その他			
①IS014001 の導入など環境全般への配慮	・地域の緑化推進活動への協力	通年	・5月～10月 店舗前の国道沿い花壇に花苗の植栽と、灌水・除草などの維持管理作業(DCM) ・当社としては2009年4月にIS014001を認証取得。旧マックスバリュ北海道店舗については、2021年4月に追加認証。(イオン)
②エネルギー対策の実施	・省エネ型設備の導入促進 ・空調の適温設定の徹底	随時 通年	・設置 ・継続実施

4 地域貢献活動の担当者

所属名	D C M ホーマック静内店
職・氏名	店長 針金谷 裕章
電話番号等	(0146) 43-1496

所属名	マックスバリュ静内店
職・氏名	店長 丸山 夏芽
電話番号等	(0146) 45-0181

<担当者連絡先>

所属名	D C M 株式会社 東日本開発部
職・氏名	店舗開発マネジャー 小倉 良一
電話番号	(011) 892-3611
電子メールアドレス	ogura_ryouichi@dcm-hldgs.co.jp

所属名	イオン北海道㈱ 経営管理統括部
職・氏名	環境・社会貢献・広報・IR部 マネージャー 千田 愛子
電話番号	(011) 865-9111
電子メールアドレス	chida-ai@aeonpeople.biz

- 注 1 特定小売事業施設を複数の者により設置している場合は、「報告者」欄は、連名で記載すること。
- 2 「3 地域貢献活動の実施の状況」は、地域貢献活動計画書（別記第 6 号様式）の「2 地域貢献活動の実施に関する計画」（条例第 30 条第 1 項（条例附則第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による変更後の地域貢献活動計画を提出した者にあっては、地域貢献活動計画書（変更後）（別記第 7 号様式）の「3 変更後の地域貢献活動計画」の「(1) 地域貢献活動の実施に関する計画」）の項目に即して記載することとし、書ききれない場合は、記載を省略し、別添資料として添付すること。

- 注1 特定小売事業施設を複数の者により設置する場合は、「提出者」欄は、連名で記載すること。
- 2 「(1) 地域貢献活動の実施に関する計画」及び「(2) 地域貢献活動の担当者」は、変更後の内容を記載すること。
- 3 「(1) 地域貢献活動の実施に関する計画」は、条例第10条の規定により知事が策定する地域貢献活動指針にのっとり記載することとし、書ききれない場合は、記載を省略し、別添資料として添付すること。